

改正

平成12年10月26日教委規則第6号

平成14年9月25日教委規則第7号

平成23年3月23日教委規則第2号

平成29年11月15日教委規則第9号

六ヶ所村文化賞等表彰規則

(目的)

第1条 この規則は、六ヶ所村における文化の向上発展に寄与し、特に顕著な功績を上げたものに対して、その功績を顕彰し、もって六ヶ所村文化の普及・振興に資することを目的とする。

(表彰の種類)

第2条 表彰の種類は、次のとおりとする。

- (1) 文化賞
- (2) 文化功労賞
- (3) 文化奨励賞

(表彰者の範囲)

第3条 表彰は、次条に定める基準に従い、村民若しくは村民を主体とした団体又は本村にゆかりの深い者について行うものとする。

(表彰の基準)

第4条 表彰は、次の各号のいずれかに該当するものに対し行う。

(1) 文化賞

- ア 文化の向上発展に特に顕著な功績のあったもの並びに文化団体の指導育成に著しい貢献をしたもので六ヶ所村の誇りに値すると認められるもの
- イ 東北地区の著名な機関又は団体の主催する学術・芸術等の文化的大会若しくは展覧会等において最高位の成績を収めたもの
- ウ 全国的に著名な機関又は団体の主催する学術・芸術等の文化的大会若しくは展覧会等において入賞又は入選したもの
- エ 芸術的技能が特にすぐれ、全国レベルで希少価値をもつもの

(2) 文化功労賞

- ア 学術・芸術その他において、その普及奨励に特に尽力したもの
- イ 多年にわたり文化活動の養成指導に貢献し、その功績が著しいもの
- ウ 芸術・文化その他の学術的研究で特にすぐれ、当村の文化向上に寄与したもの
- エ 文化活動の各種大会で優秀な成績を収め、他の模範となるもの(団体)等の指導育成に特に貢献が認められるもの

(3) 文化奨励賞

- ア 県内の著名な機関又は団体が主催する学術・芸術等の文化的大会若しくは展覧会等において最高位の成績を収めたもの
- イ 東北地区の学術・芸術等の文化的大会若しくは展覧会において入賞又は入選したもの
- ウ 前記ア、イに準ずる成績を収めたもので、将来においても芸術・文化等の活動が続けると認められるもの
- エ 芸術的技能が特にすぐれ、全県レベルで希少価値をもつもの
- オ その他教育委員会が特に表彰することが適当と認めたもの

(表彰を行う者)

第5条 表彰は、六ヶ所村教育委員会が行う。

(決定の方法)

第6条 被表彰者の決定は、別に定める表彰審議会の意見を聞き、教育委員会が行う。

(表彰の方法)

第7条 表彰は、表彰状及び記念品を授与して行う。

2 故人に対する表彰は、遺族に授与して追彰する。

(表彰の期日)

第8条 表彰は、毎年2月に行う。ただし、特別の理由により他の期日に表彰することが適当と認められる場合は、その都度行う。

(推せんの方法)

第9条 各課長(相当する職員にある者を含む。)は、第3条、第4条各号のいずれかに該当するとし、関係機関団体の長又はその他の役職にある者等から表彰の推せん(様式第1号)があったとき若しくは推せんを受けその者が真に表彰することが適当と認められるときは、文化表彰内申書(様式第2号)に関係書類を添えて教育長(表彰事務担当課長経由)に内申しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず表彰することが適当と認める者があるとき各課長は、関係機関団体等の推せんを受けることなく自ら内申できるものとする。

(公表)

第10条 表彰されたものの氏名は、広報に掲載する。

(記録の保存)

第11条 被表彰者の記録は、永年保存とし、団体、氏名、年齢、性別、住所、功績その他必要な事項を明記するものとする。

(事務局)

第12条 六ヶ所村文化賞等表彰に関する事務は、六ヶ所村教育委員会社会教育課が行う。

(その他)

第13条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は教育長が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、平成元年4月1日から適用する。

附 則(平成12年10月26日教委規則第6号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成14年9月25日教委規則第7号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成23年3月23日教委規則第2号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成29年11月15日教委規則第9号)

この規則は、公布の日から施行する。